

労災保険 建設業の一人親方の皆様へ 特別加入制度のご案内

労災保険は、原則として一人親方など労働者でない方は対象となりません。また、建設業の一人親方において、業務上又は通勤途中に災害を受けた場合でも、元請業者が加入している労災保険では補償されません。しかし、実態として労働者に準じて保護することが適当な場合もあり、一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

▶対象者

下松商工会議所会員（または会員となれる方）で、労働者を使用していない建設事業（水力発電施設、すい道等新設事業・道路新設事業・舗装工事業・鉄道又は軌道新設事業・建築事業・既設建築物設備工事業・機械装置の組立て又は据付けの事業・その他の建設事業）を行う一人親方

▶保険料（単位：円）

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額(A×365日)	年間保険料(保険料率19/1000)
25,000	9,125,000	173,375
24,000	8,760,000	166,440
22,000	8,030,000	152,570
20,000	7,300,000	138,700
18,000	6,570,000	124,830
16,000	5,840,000	110,960
14,000	5,110,000	97,090
12,000	4,380,000	83,220
10,000	3,650,000	69,350
9,000	3,285,000	62,415
8,000	2,920,000	55,480
7,000	2,555,000	48,545
6,000	2,190,000	41,610
5,000	1,825,000	34,675
4,000	1,460,000	27,740
3,500	1,277,500	24,263

※給付基礎日額・労災保険の給付額を算定する基礎となる額

▶事務手数料（単位：円）

保険料概算額が

10,000円未満	その額の20%
10,000円以上30,000円未満	その額の15%
30,000円以上100,000円未満	その額の10%
100,000円以上	その額の5%

※特別加入者1名につき年額500円加算
※消費税は別途



チラシ作成：平成26年2月